

令和2年(わ)第81900号

決 定

被疑者 相嶋 静夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年6月5日東京地方裁判所裁判官がした勾留期間延長の裁判に対し、同月8日、弁護人から準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

- 1 本件準抗告申立ての趣旨及び理由は、要するに、本件は先行して起訴された同種事件の再逮捕・再勾留に等しく、検察官の勾留期間延長請求は被疑者の自白獲得を目的としたものであるから違法であり、また、被疑者には勾留期間を延長すべきやむを得ない事由や勾留の理由及び必要性も存在しないから、原裁判を取り消し、検察官の本件勾留期間延長請求を却下するとの裁判を求めるというものである。
- 2 本件被疑事実の要旨は、被疑者が、自らが顧問を務める会社の代表取締役らと共に謀の上、平成30年2月21日、経済産業大臣の許可を受けずに同社製の噴霧乾燥器を大韓民国に輸出したというものである。

一件記録によれば、本件被疑事実は弁護人の指摘する先行事件の公訴事実と日時及び輸出物品を異にするものである上、本件事案の性質に加え、被疑者及び共犯者並びに関係者らの供述内容等に照らせば、本件事案の全容を解明し、被疑者に対する適正な処分を決するためには、押収した証拠を精査した上で関係者の取調べを再度実施するなど所要の捜査を遂げる必要があり、そのためにはなお相当の期間を要すると認められ、本件勾留期間延長請求が専ら被疑者らの自白獲得を目的としたものとはいえない。そうすると、勾留期間を10日間延長した原裁判に不合理な点はない。念のため付言すると、勾留の理由及び必要性も認められる。

よって、本件準抗告申立ては理由がないから、刑事訴訟法432条、426条1



項により，主文のとおり決定する。

令和2年6月9日

東京地方裁判所刑事第16部

裁判長裁判官 小 林 謙 介

裁判官 西 山 志 帆

裁判官 松 村 光 泰

これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 飯野喜久夫

